

○調理師法施行細則（昭和三十四年千葉県規則第二十九号）に関する資料

改正後	改正前
<p>(受験手続)</p> <p>第六条 試験を受けようとする者は、受験願書（別記第四号様式）に次の各号に掲げる書類等を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 第二号及び前号に掲げる書類に記載された氏名と現在の氏名とが異なる場合は、戸籍の抄本又は謄本</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該出願前の直近の試験に係る受験願書を知事に提出したことを証する書類を同項の受験願書に添えて提出するときは、同項第一号、第二号及び第四号に掲げる書類の添付を省略することができる。この場合における同項第五号の規定の適用については、同号中「第二号及び前号に掲げる書類」とあるのは、「当該出願前の直近の試験に係る受験願書を知事に提出したことを証する書類」とする。</p> <p>(試験委員)</p> <p>第七条 略</p> <p>2 試験委員は、県職員及び調理に関し、学識経験を有する者のうちからその都度知事が任命し又は委嘱する。</p> <p>(受験の停止及び合格の取消)</p> <p>第八条 受験者が試験に関し不正の行為をした場合は、知事は、当該不正行為に関係のある者の受験を停止し又は合格を取り消すことがある。</p>	<p>(受験手続)</p> <p>第六条 試験を受けようとする者は、受験願書（別記第四号様式）に次の各号に掲げる書類等を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 第二号及び第四号に掲げる書類に記載された氏名と現在の氏名とが異なる場合は、戸籍の抄本又は謄本</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該出願前の直近の試験に係る受験願書を知事に提出したことを証する書類を同項の受験願書に添えて提出するときは、同項第一号、第二号及び第四号に掲げる書類の添付を省略することができる。この場合における同項第五号の規定の適用については、同号中「第二号及び第四号に掲げる書類」とあるのは、「当該出願前の直近の試験に係る受験願書を知事に提出したことを証する書類」とする。</p> <p>(試験委員)</p> <p>第七条 略</p> <p>2 試験委員は、県職員及び調理に関し、学識経験を有する者のうちからその都度知事が任命し又は委嘱する。</p> <p>(受験の停止及び合格の取消)</p> <p>第八条 受験者が試験に関し不正の行為をした場合は、知事は、当該不正行為に関係のある者の受験を停止し又は合格を取り消すことがある。</p>

第四号様式（第六条第一項）

（改正後）

調理師試験受験願書

収入証紙

年 月 日

千葉県知事 様

本籍地 都道府県 _____
住所 _____
ふりがな _____
氏名 _____
生年月日 年 月 日生
電話番号 () _____
昼間の連絡先 (名称) _____
(電話) _____

年 月 日施行の調理師試験を受けたいので関係書類を添えてお願いいたします。

第四号様式（第六条）

（改正前）

調理師試験受験願書

収入証紙

年 月 日

千葉県知事 様

本籍地 都道府県 _____
住所 _____
ふりがな _____
氏名 _____ (自署のこと)
生年月日 年 月 日生
電話番号 () _____
昼間の連絡先 (名称) _____
(電話) _____

年 月 日施行の調理師試験を受けたいので関係書類を添えてお願いいたします。

(改正後)

第四号様式の二 (第六条第一項第二号)

調理業務従事証明書

従事者氏名(受験者) _____

生年月日 _____ 年 月 日

上記の者は、下記のとおり調理の業務に従事したことを証明します。

勤務施設名		勤務施設所在地	電話 ()
施設の種類	種別 (該当のところに○印をつけること)	許可・開設年月日 許可保健所番号	調理業務の内容(なるべく具体的に記載すること)
	飲食関係店舗業	(許可年月日) 年 月 日 (許可保健所名) 保健所番号	
施設の種類	給食施設	(開設年月日) 年 月 日	
	1 飲食店営業 (喫茶店営業を除く) 2 魚介類販売業 3 そうざい製造業 4 複合型そうざい製造業		
上記の施設で調理の業務に従事した期間		年 月 日から 年 月 日まで	計 年 月
勤務日数及び時間		日/週、	時間/日
廃業年月日		年 月 日	

証明日	年 月 日	実印又は職印
証明者	住所	電話 ()
	施設名	
	地位	氏名

証明者が施設長でない場合の理由 _____

注

- 原則として当該施設長が証明すること。ただし、従事者と施設長が同一人、配偶者又は二親等内の血族の場合若しくは廃業等によって元の施設長がいない場合は調理師会等・所属団体の長又は同業者が証明すること。
- 証明印は、当該施設の施設長の職印を用いること。個人が証明する場合は印鑑届出のしてある印を用い、印鑑証明を添付すること。
- 給食施設の開設年月日とは寄宿舎、学校、病院等の施設であって多数人に対して 飲食物を調理して 供与する施設として開始した年月日をいうものであること。

(改正前)

第四号様式の二 (第六条第二号)

調理業務従事証明書

従事者氏名(受験者) _____

生年月日 _____ 年 月 日

上記の者は、下記のとおり調理の業務に従事したことを証明します。

勤務施設名		勤務施設所在地	電話 ()
施設の種類	種別 (該当のところに○印をつけること)	許可・開設年月日 許可保健所番号	調理業務の内容(なるべく具体的に記載すること)
	飲食関係店舗業	(許可年月日) 年 月 日 (許可保健所名) 保健所番号	
施設の種類	給食施設	(開設年月日) 年 月 日	
	1 飲食店営業 2 魚介類販売業 3 <u>そうざい製造業</u>		
上記の施設で調理の業務に従事した期間		年 月 日から 年 月 日まで	計 年 月
勤務日数及び時間		日/週、	時間/日
廃業年月日		年 月 日	

証明日	年 月 日	実印又は職印
証明者	住所	電話 ()
	施設名	
	地位	氏名

証明者が施設長でない場合の理由 _____

注

- 原則として当該施設長が証明すること。ただし、従事者と施設長が同一人、配偶者又は二親等内の血族の場合若しくは廃業等によって元の施設長がいない場合は調理師会等・所属団体の長又は同業者が証明すること。
- 証明印は、当該施設の施設長の職印を用いること。個人が証明する場合は印鑑届出のしてある印を用い、印鑑証明を添付すること。
- 給食施設の開設年月日とは寄宿舎、学校、病院等の施設であって多数人に対して 食品を 供与する施設として開始した年月日をいうものであること。

第七号様式 (第十条第二号) (改正後)

調理師名簿訂正申請書

年 月 日

千葉県知事 様

本 籍
住 所
(氏名)

年 月 日生

次のとおり調理師名簿の登録事項に変更を生じたので訂正されるよう調理師法施行令第11条第1項の規定により申請します。

- 1 登録番号及び登録年月日
- 2 変更事項

変 更 前

変 更 後
- 3 変更の年月日及び理由

注 添付書類 戸籍謄本又は戸籍抄本

第七号様式 (第十条第二号) (改正前)

調理師名簿訂正申請書

年 月 日

千葉県知事 様

本 籍
住 所
(氏名)

年 月 日生

次のとおり調理師名簿の登録事項に変更を生じたので訂正されるよう調理師法施行令第11条第1項の規定により申請します。

- 1 登録番号及び登録年月日
- 2 変更事項

変 更 前

変 更 後
- 3 変更の年月日及び理由

注

1 添付書類 戸籍謄本又は戸籍抄本

2 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。

その一（調理師が申請する場合）

調理師名簿登録消除申請書

年 月 日

千葉県知事 様

本 籍
住 所
(氏名)

年 月 日生

調理師名簿の登録の消除をされるよう調理師法施行令第12条第1項の規定により申請
します。

- 1 登録番号及び登録年月日
- 2 消除を申請する理由

その一（調理師が申請する場合）

調理師名簿登録消除申請書

年 月 日

千葉県知事 様

本 籍
住 所
(氏名)

年 月 日生

調理師名簿の登録の消除をされるよう調理師法施行令第12条第1項の規定により申請
します。

- 1 登録番号及び登録年月日
- 2 消除を申請する理由

（注）氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとする。

その二（戸籍法による死亡又は失踪^{そご}の届出義務者が申請する場合）

調理師名簿登録消除申請書

年 月 日

千葉県知事 様

本 籍
住 所
(氏名)

年 月 日生

死亡した
次の調理師が^{そご} ので調理師名簿の登録の取消しをされるよう調理師
失踪の宣告を受けた
法施行令第12条第2項の規定に基づき申請します。

- 1 登録番号及び登録年月日
- 2 調理師の本籍、住所、氏名及び生年月日

3 死亡した
失踪の宣告を受けた 年 月 日

注 添付書類 戸籍謄本又は戸籍抄本

その2（戸籍法による死亡又は失踪^{そご}の届出義務者が申請する場合）

調理師名簿登録消除申請書

年 月 日

千葉県知事 様

本 籍
住 所
(氏名)

年 月 日生

死亡した
次の調理師が^{そご} ので調理師名簿の登録の取消しをされるよう調理師
失踪の宣告を受けた
法施行令第12条第2項の規定に基づき申請します。

- 1 登録番号及び登録年月日
- 2 調理師の本籍、住所、氏名及び生年月日

3 死亡した
失踪の宣告を受けた 年 月 日

注

1 添付書類 戸籍謄本又は戸籍抄本

2 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとする。

調理師免許証書換交付申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

(氏名)

年 月 日生

次のとおり記載事項を変更したので調理師法施行令第13条第1項の規定により、調理師免許証の書換交付を申請します。

1 変更事項

本 籍 変更前

変更後

ふりがな 変更前
(氏 名)

変更後

2 変更年月日 年 月 日

注

1 添付書類 戸籍謄本又は戸籍抄本

2 旧姓又は通称名の併記を希望する場合は、氏名の変更後の欄に、旧姓又は通称名を括弧を付して併記すること。

調理師免許証書換交付申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

(氏名)

年 月 日生

次のとおり本籍を氏名を変更したので調理師法施行令第13条第1項の規定により、調理師免許証の書換交付を申請します。

1 変更事項

本 籍 変更前

変更後

ふりがな 変更前
(氏 名)

変更後

2 変更年月日 年 月 日

注

1 添付書類 戸籍謄本又は戸籍抄本

2 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。

(改正後)

第十号様式 (第十条第五号)

調理師免許証再交付申請書

年 月 日

千葉県知事 様

本 籍
住 所
(氏名)

年 月 日生

破った
調理師免許証を汚したので再交付されるよう調理師法施行令第14条第1項の規定によ
失った
り申請します。

1 登録番号及び登録年月日

2 破った
汚した 年 月 日及び理由
失った

注 免許証を破り又は汚した場合は、当該免許証を添付すること。

(改正前)

第十号様式 (第十条第五号)

調理師免許証再交付申請書

年 月 日

千葉県知事 様

本 籍
住 所
(氏名)

年 月 日生

破った
調理師免許証を汚したので再交付されるよう調理師法施行令第14条第1項の規定によ
失った
り申請します。

1 登録番号及び登録年月日

2 破った
汚した 年 月 日及び理由
失った

注

1 免許証を破り又は汚した場合は、当該免許証を添付すること。

2 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。

調理師免許証返納書

年 月 日

千葉県知事 様

本 籍
住 所
続 柄
(氏名)

年 月 日生

第14条第4項
調理師法施行令第15条第1項の規定により調理師免許証を返納します。
第15条第2項

- 1 登録番号及び登録年月日
- 2 返納する理由

調理師免許証返納書

年 月 日

千葉県知事 様

本 籍
住 所
続 柄
(氏名)

年 月 日生

第14条第4項
調理師法施行令第15条第1項の規定により調理師免許証を返納します。
第15条第2項

- 1 登録番号及び登録年月日
- 2 返納する理由

(注) 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとする。